

基本契約書（案） 公表後修正箇所

No.	該当場所	新	旧
1	13頁 第36条 2	<p>法令変更等又は不可抗力により、<u>公共施設整備事業</u>の実施に関して追加費用が発生した場合、その費用の負担は甲乙協議して決定するものとし、<u>民間施設整備運営事業の実施に関して追加費用が発生した場合は、事業者がこれを負担する。</u></p>	<p>法令変更等又は不可抗力により、<u>本事業</u>の実施に関して追加費用が発生した場合、その費用の負担は甲乙協議して決定するものとする。</p>